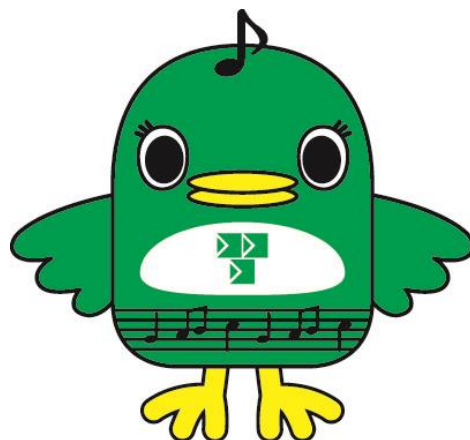


諮問事項（１）

国民健康保険料の 改定について



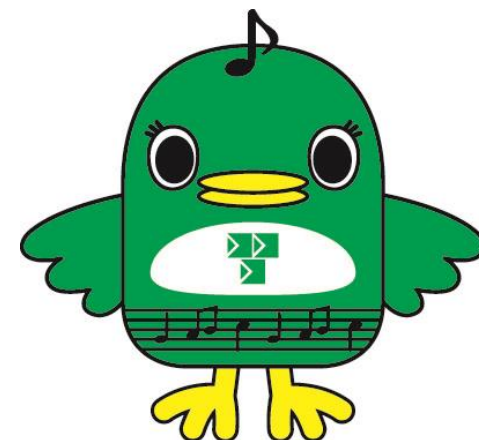
平成 28 年 1 1 月 1 7 日
協働経済部 国保年金課

●国民健康保険料の改定について

- 習志野市国保の現状と
保険料の見直し
- 賦課割合方式への変更
- 賦課割合の決定方針
- 条例改正（案）

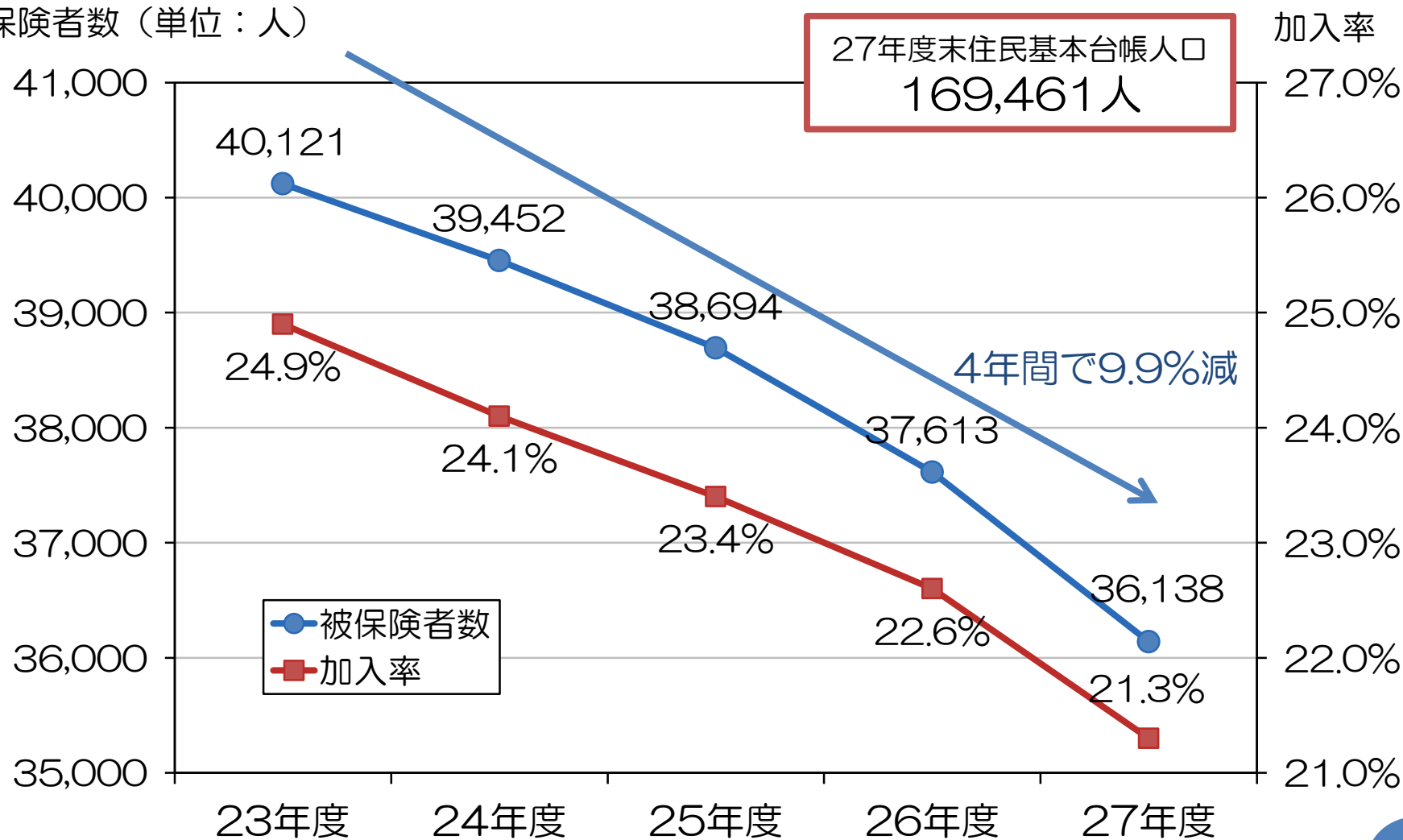
習志野市国保の現状と 保険料の見直し

3



●被保険者数等の推移

被保険者数（単位：人）



※被保険者数は、各年度末現在の被保険者数

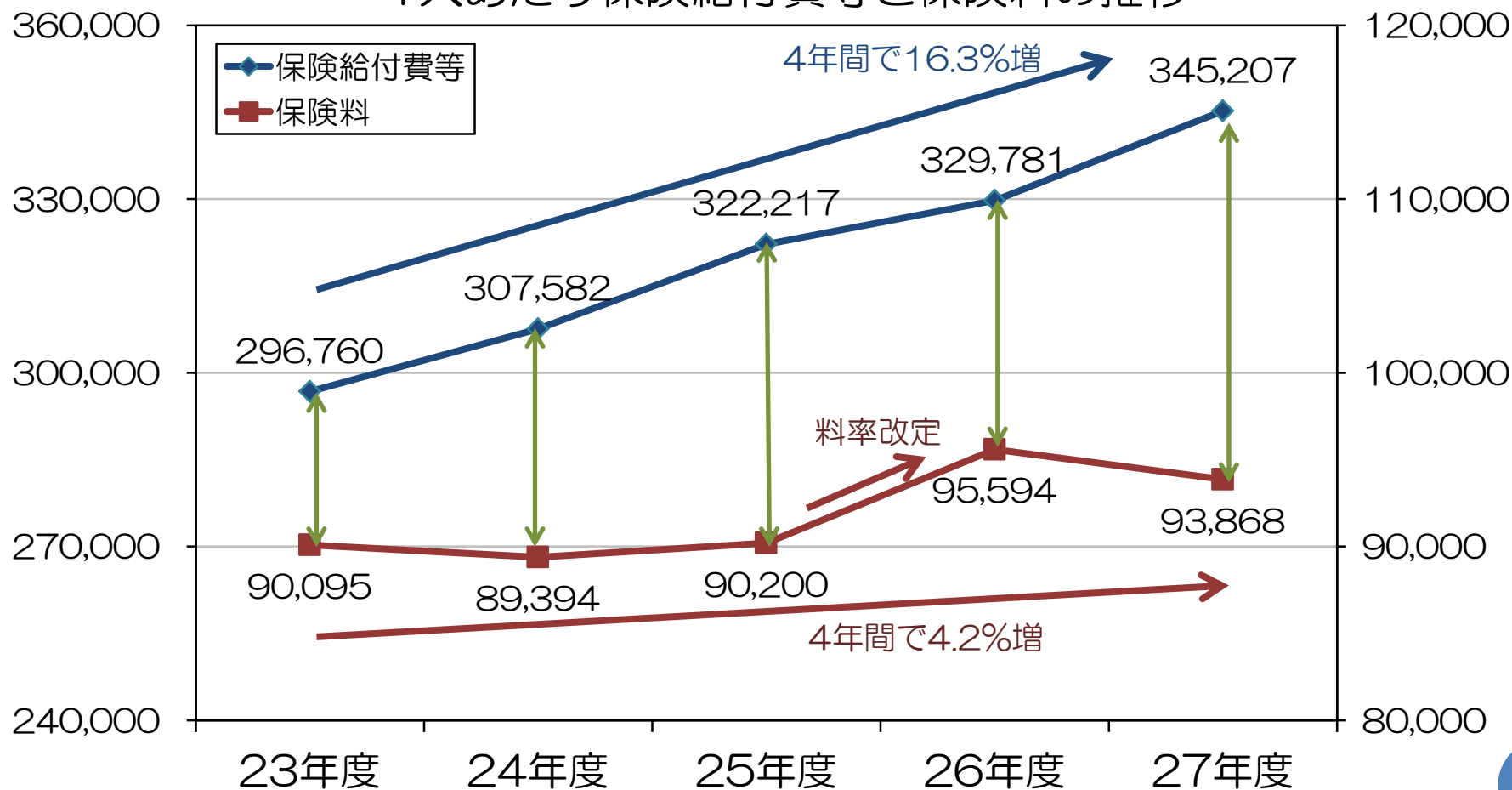
※加入率は、各年度末現在の被保険者数を各年度末住民基本台帳人口で除したもの

●1人あたり保険給付費等と保険料の推移

1人あたり保険給付費等
(単位：円)

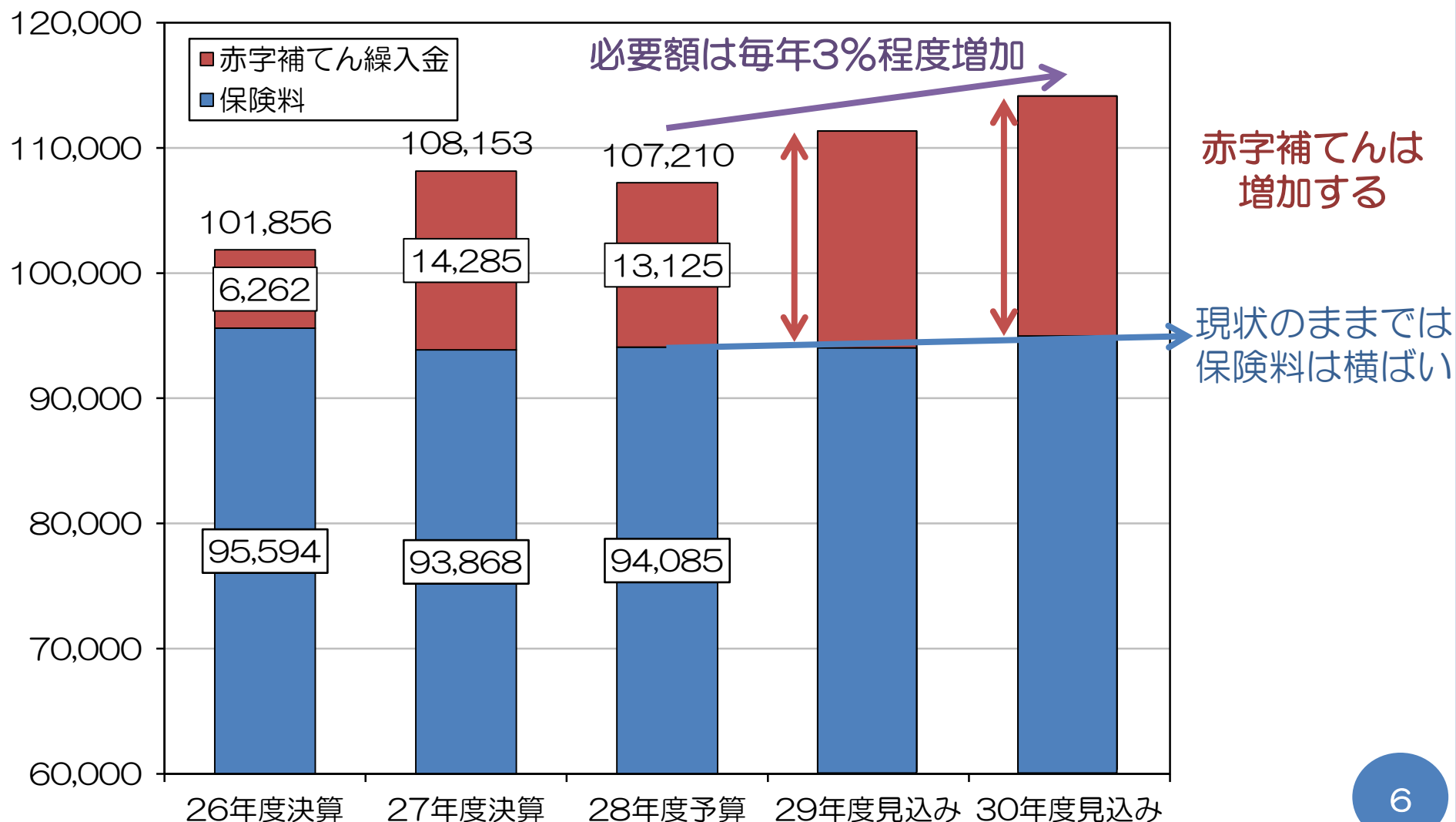
1人あたり保険料
(単位：円)

1人あたり保険給付費等と保険料の推移



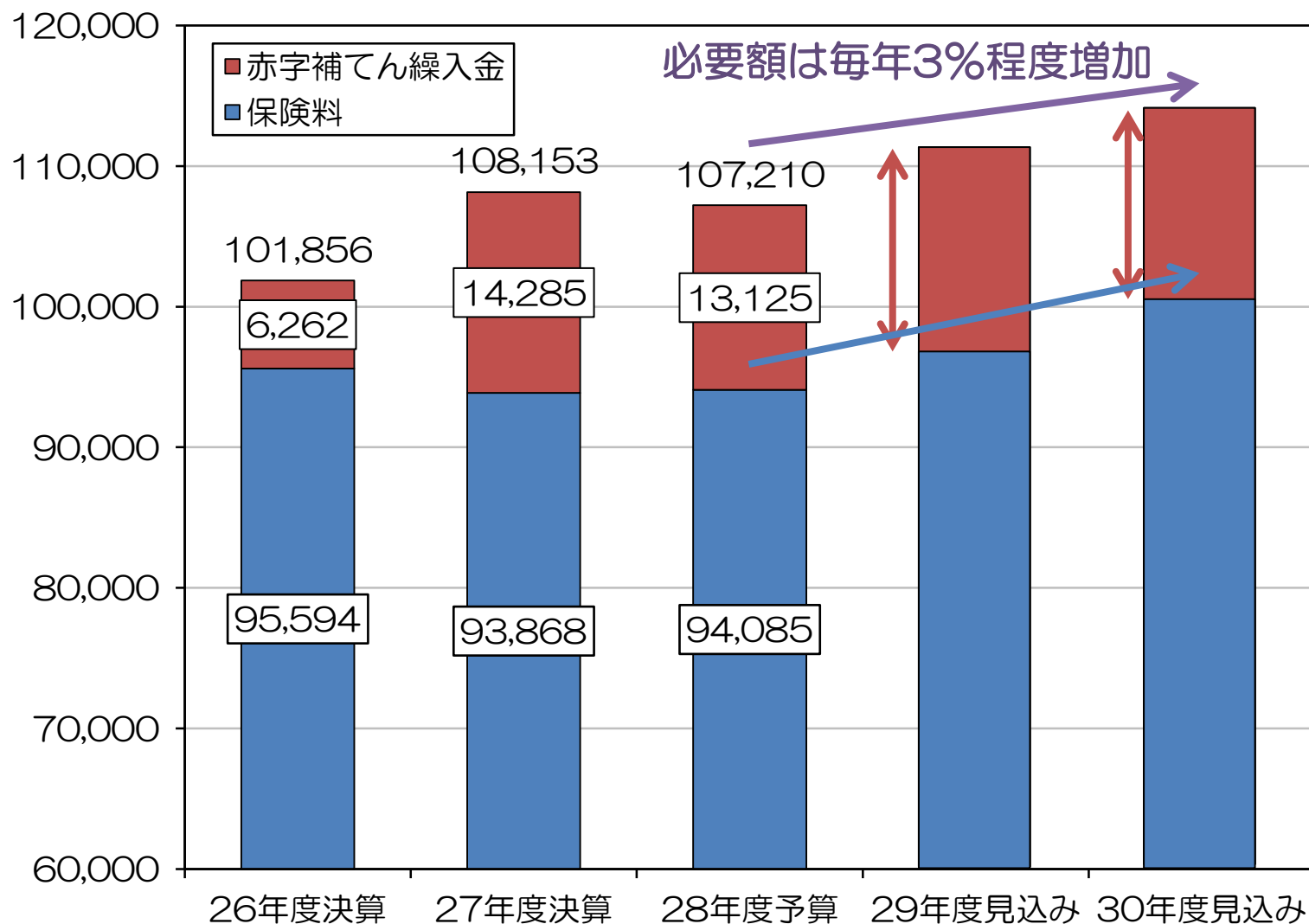
● 1人あたり保険料と赤字補てん繰入金

(単位：円)



● 1人あたり保険料と赤字補てん繰入金

(単位：円)



段階的な
赤字縮小へ

給付費等の
増加に合わせて
段階的に
保険料を改定

●保険料の見直し

<26年度改定>3か年（26～28年度）の財政推計を基に改定

保険給付費等の増加で収支不足が拡大

（27年改正法成立）

30年度からの都道府県化への対応

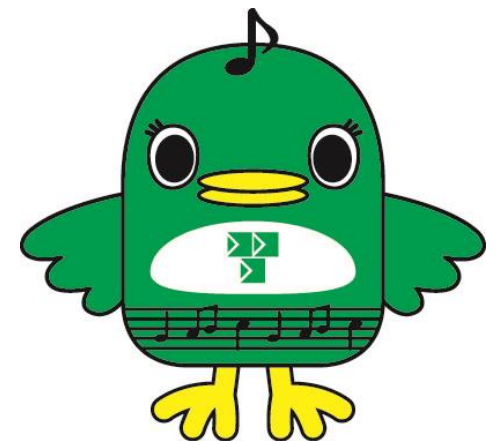
県が示す標準保険料率・納付金を参考とした保険料の決定

- ・毎年度保険料率の見直しが必要
- ・必要な保険料を確保し、国保財政の健全化へ

29年度に必要な保険料を基に見直し

賦課割合方式への変更

9



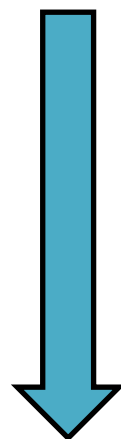
●賦課割合方式への変更

保険料は、政令で定める基準に従って条例で定める



賦課割合方式

○条例には賦課割合を明示し、
保険料等は、年度ごとに告示



- ・ 賦課割合により改定の根拠が明確化
- ・ 最新の決算見込等で保険料等を決定
- ・ 事務負担を軽減（人件費の削減）

【27年度国保特会時間外勤務手当】約1,300万円

国保財政の健全化へ

一般会計の負担を軽減

【千葉県内で賦課割合方式を採用している市】

千葉市（26年度から）柏市（28年度から）

●現在の保険料等と賦課割合

国の施行令

を参考に

条例に明示

しかし、
28年度予算では

保険料区分		賦課割合			保険料等	賦課割合
医療分	所得割	50%	→		6.80%	67%
	均等割	35%			14,100円	21%
	平等割	15%			12,500円	12%
支援金分	所得割	50%			2.20%	58%
	均等割	50%			10,500円	42%
介護分	所得割	50%			2.00%	56%
	均等割	50%			13,100円	44%

【所得割】 所得に応じた保険料

【均等割】 人数に応じた保険料

【平等割】 世帯にかかる保険料

※施行令で定める賦課割合は、
能力に応じた応能分（所得割・資産割）で50%、
受益に応じた応益分（均等割・平等割）で50%と
定められている。

●賦課割合方式での保険料等決定の流れ

国の施行令を参考に 条例に明示

告示

保険料区分		賦課割合	賦課割合	保険料等
医療分	所得割	50%	A%	a%
	均等割	35%	B%	b円
	平等割	15%	C%	c円
支援金分	所得割	50%	D%	d%
	均等割	50%	E%	e円
介護分	所得割	50%	F%	f%
	均等割	50%	G%	g円

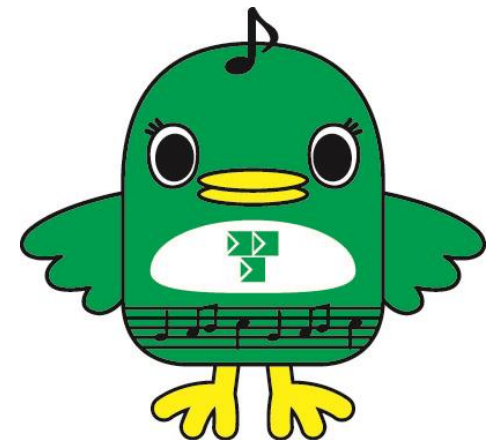
○全国平均1人あたり所得で
応能50%：応益50%

習志野市の場合※
応能55%：応益45%

※全国平均1人あたり算定基礎額の1.2倍程度

賦課割合の決定方針

13



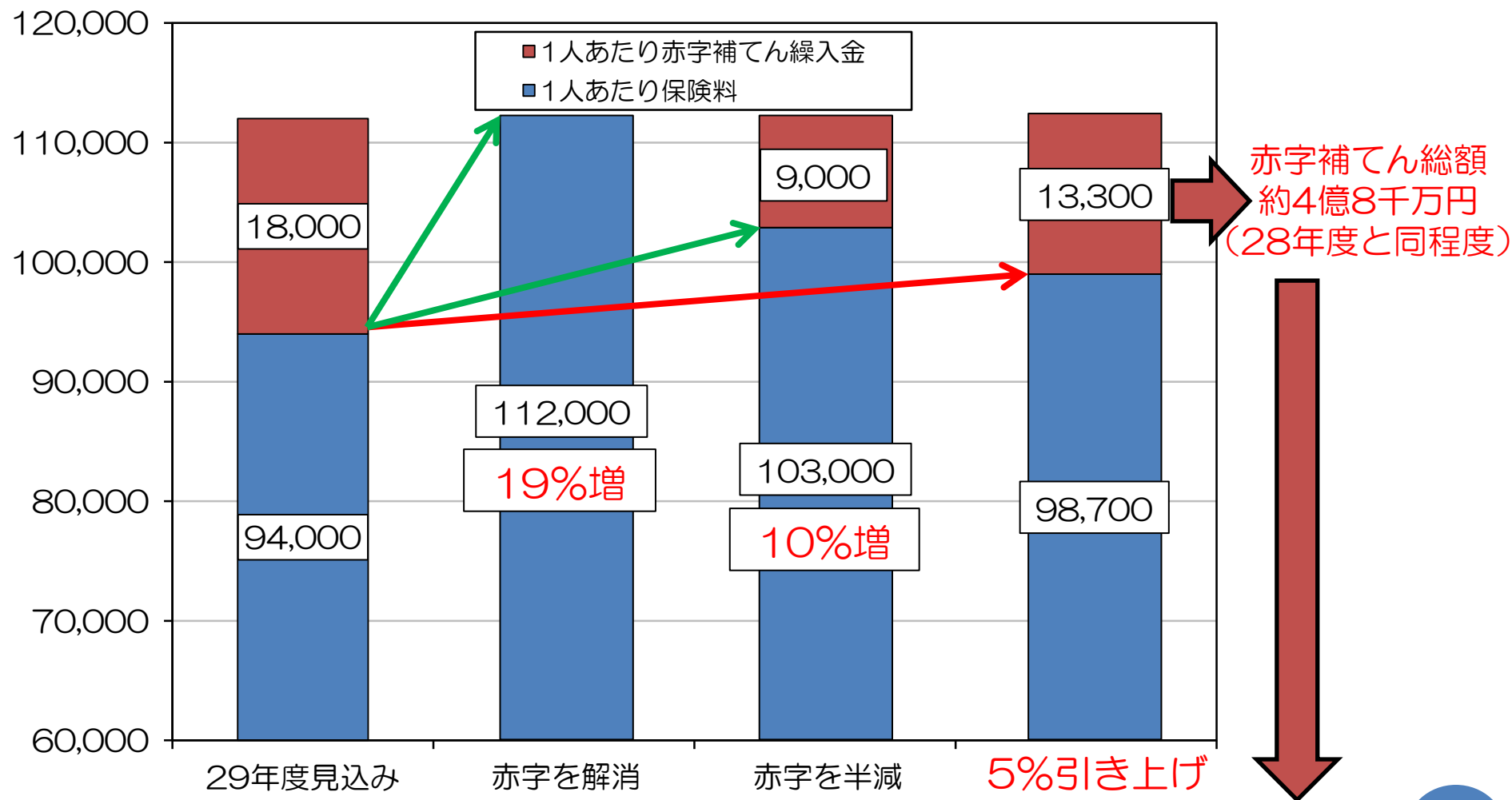
●29年度の予算見込み

被保険者数は35,600人、22,700世帯を見込む

歳入		歳出	
科目	金額	科目	金額
保険料	32.4億円	保険給付費	102.6億円
国庫支出金	31.7億円	後期高齢者支援金等	20.3億円
前期高齢者交付金	45.1億円	介護納付金	7.4億円
県支出金	8.3億円	共同事業拠出金	36.0億円
共同事業交付金	36.5億円	その他の支出	4.6億円
一般会計繰入金（ルール分）	8.5億円	計	170.9億円
その他の収入	1.9億円		
計	164.4億円	収支不足額	6.5億円

●保険料の急激な負担増への配慮

(単位：円)



急激な負担増に配慮し改定幅を5%に抑制

●現在の保険料等と県内順位

	医療分	支援金分	介護分	計	県内順位 (37市中)
所得割	6.80%	2.20%	2.00%	11.00%	12位
均等割	14,100円	10,500円	13,100円	37,700円	30位
平等割	12,500円			12,500円	36位

応能割（所得割）は県内でも高位

応益割（均等割・平等割）は県内でも低位



応能分は据え置き、応益分を引き上げ、
応能応益割合を国基準（概ね55：45）に近づける

● 応益分（均等割・平等割）の配分

被保険者数は35,600人、22,700世帯（1世帯あたり1.57人）

	均等割で改定		平等割で改定	
	均等割額	平等割額	均等割額	平等割額
現行	37,700円	12,500円	37,700円	12,500円
改定後	42,400円	12,500円	37,700円	19,900円
差引	+4,700円			+7,400円

● 応益分（均等割・平等割）の配分

1世帯あたり被保険者数は、



国保世帯は、



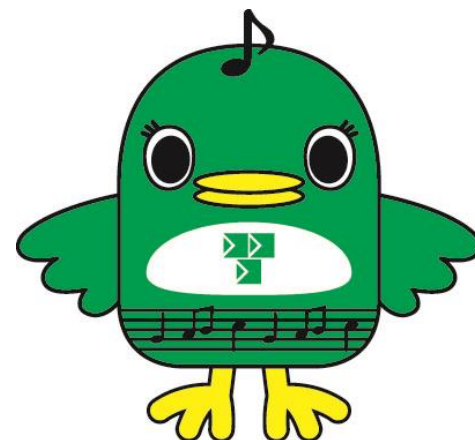
【均等割・平等割の合計額】

	均等割で改定		平等割で改定	
	1人世帯	2人世帯	1人世帯	2人世帯
現行	50,200円	87,900円	50,200円	87,900円
改定後	54,900円	97,300円	57,600円	95,300円
差引	+4,700円 (9.4%)	+9,400円 (10.7%)	+7,400円 (14.7%)	+7,400円 (8.4%)

国保世帯の状況を考慮し、均等割で改定する

条例改正（案）

19



●改定（案）と賦課割合

賦課割合見直し方針に基づき算出した
改定後の保険料率と賦課割合は以下のとおり

保険料区分		保険料率		改定後料率		賦課割合
医療分	所得割	6.80%	➡	6.80%	➡	63%
	均等割	14,100円		17,400円		27%
	平等割	12,500円		12,500円		10%
支援金分	所得割	2.20%	➡	2.20%	➡	55%
	均等割	10,500円		11,900円		45%
介護分	所得割	2.00%	➡	2.00%	➡	55%
	均等割	13,100円		13,100円		45%

習志野市の場合、
1人あたり算定基礎額が全国平均の約1.2倍のため、
応能55%：応益45%を目標に段階的に賦課割合を見直す

●保険料率改定（案）と県内順位

	医療分	支援金分	介護分	計	県内順位 (37市中)※
所得割	6.80%	2.20%	2.00%	11.00%	12位
均等割	17,400円	11,900円	13,100円	42,400円	18位
平等割	12,500円			12,500円	36位

※他市の料率は28年度

今後は、都道府県化による影響も踏まえ、
 医療費の適正化や、保険料の収納率向上に取り組み、
 更なる国保財政の健全化に努める必要があります。

●保険料率改定（案）による影響

所得区分別年間保険料（1人世帯）

（単位：円）

	所得	現行	改定後	改定額
介護なし	33万円以下	11,000	12,400	+1,400
	50万円	33,700	36,100	+2,400
	100万円	97,300	102,000	+4,700
	200万円	187,300	192,000	+4,700
	300万円	277,300	282,000	+4,700
介護あり	33万円以下	14,900	16,300	+1,400
	50万円	43,600	46,000	+2,400
	100万円	123,800	128,500	+4,700
	200万円	233,800	238,500	+4,700
	300万円	343,800	348,500	+4,700

※今後、29年度予算編成過程において、見込額の増減や、
軽減制度の改正により、保険料が変更となる場合がある。

●保険料率改定（案）による影響

所得区分別年間保険料（2人世帯）

（単位：円）

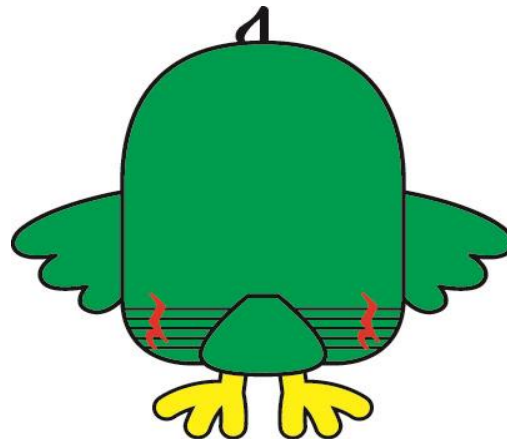
	所得	現行	改定後	改定額
介護なし	33万円以下	18,500	21,200	+2,700
	50万円	46,100	50,800	+4,700
	100万円	109,600	117,100	+7,500
	200万円	211,900	221,300	+9,400
	300万円	301,900	311,300	+9,400
介護あり	33万円以下	26,300	29,000	+2,700
	50万円	62,600	67,300	+4,700
	100万円	143,900	151,400	+7,500
	200万円	271,500	280,900	+9,400
	300万円	381,500	390,900	+9,400

※今後、29年度予算編成過程において、見込額の増減や、軽減制度の改正により、保険料が変更となる場合がある。

諮問事項（１）

国民健康保険料の 改定について

24



終